

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）	//
・ 道路の区域変更	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始	//
・ 指定公金事務取扱者の指定（2件）	教 育 環 境 整 備 課
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・ 長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員候補者の推薦	雇 用 労 働 政 策 課
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	漁 業 振 興 課
・ 測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
・ 測量の終了	//
◎ 公安委員会告示	
・ 警備員等に対する検定の実施	生 活 安 全 企 画 課
・ 初心運転者講習の休廃止の許可	運 転 免 許 管 理 課

## 告 示

### 長崎県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
あけしま内科糖尿病クリニック	大村市久原2丁目1033番地1	令和7年7月1日

### 長崎県告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みどり薬局	長崎市滑石5丁目20の5	令和7年6月1日
はくあい堂長崎なめし薬局	長崎市滑石5丁目5番24号1階	令和7年8月1日
つるや薬局	佐世保市島瀬町4-13ピカデリービル1F	令和7年8月1日

**長崎県告示第412号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定した。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションアルゴ	佐世保市天神5丁目16-7	令和7年8月1日

**長崎県告示第413号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
医療法人社団 いけだ小児科	佐世保市万徳町8-15	令和7年8月1日
りゅうキッズクリニック	長崎市滑石2-9-9	令和7年8月1日

**長崎県告示第414号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
メロディー薬局	西彼杵郡時津町浜田郷38-3 エスポワール冬切102	令和7年8月1日
中央薬局	諫早市永昌東町15-8	令和7年8月1日
松谷薬局	長崎市銅座町7-29 TNメディカルビル1F	令和7年8月1日
有限会社 コミット薬局	諫早市小船越町8-7	令和7年8月1日

そうごう薬局 大村幸町店	大村市幸町25-72	令和7年8月1日
いちのせ薬局	長崎市小江原2-35-17	令和7年8月1日
おおて町薬局	長崎市大手1丁目28-15	令和7年8月1日
はりお薬局	佐世保市針尾東町29-3	令和7年8月1日

**長崎県告示第415号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定を更新した。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
あいず訪問看護ステーション江迎	佐世保市江迎町長坂179-1	令和7年8月1日

**長崎県告示第416号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 厳原豆酸美津島線

道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町佐須瀬字河原田31番7地先から 対馬市厳原町佐須瀬字茂ノ原54番1地先まで	前	9.8~16.9	44.9	
	後	11.2~36.5	44.9	

**長崎県告示第417号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酸美津島線	対馬市厳原町阿連字多田678番38地先から 対馬市厳原町阿連字多田678番38地先まで	令和7年8月12日

**長崎県告示第418号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

**1 委託事務**

長崎県立北松農業高等学校において生産された、5に掲げる生産物等の販売に係る収入金の収納事務

**2 受託者の所在地及び名称**

- (1) 長崎県平戸市田平町小手田免990-17  
瀬戸の寄道
- (2) 長崎県平戸市田平町山内免609-3  
平戸魚市株式会社
- (3) 長崎県平戸市田平町山内免345-15  
平戸瀬戸市場協同組合
- (4) 長崎県佐世保市吉井町立石12-1  
ながさき西海農業協同組合

**3 指定公金事務取扱者の指定日**

- (1) 令和7年3月27日
- (2) 令和7年3月27日
- (3) 令和7年3月27日
- (4) 令和7年7月4日

**4 委託年月日**

令和7年4月3日

**5 生産物等の種類**

- (1) 花き等
- (2) 野菜等
- (3) 野菜等
- (4) 和牛

**6 委託期間**

令和7年4月3日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第419号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

**1 委託事務**

長崎県立西彼農業高等学校において生産された、4に掲げる生産物等の販売に係る収入金の収納事務

**2 受託者の所在地及び名称**

- (1) 長崎県佐世保市干尽町3番地42  
佐世保食肉センター株式会社
- (2) 長崎県長崎市琴海戸根町2655番地1  
長崎西部青果
- (3) 長崎県佐世保市干尽町1番地20  
佐世保青果株式会社
- (4) 長崎県西海市西彼町上岳郷1297番地1  
株式会社 ホーセイエステート 西彼とれたて処

**3 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日**

令和7年4月1日

**4 生産物等の種類**

- (1) 肉豚
  - (2) 野菜等
  - (3) 草花等
  - (4) 野菜等
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
みらい長崎ココウォーク  
長崎県長崎市茂里町1番55号
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
長崎自動車株式会社 代表取締役社長 森田 誠  
長崎県長崎市新地町3番17号
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日  
令和7年2月7日 ほか

#### 2 届出年月日

令和7年7月15日

#### 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員候補者の推薦（公告）

第42期長崎県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の任期が令和7年10月31日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次期長崎県労働委員会委員を任命したいので、下記の資格を有する使用者団体又は労働組合に対し、委員候補者の推薦を求める。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 推薦する使用者団体又は労働組合の資格

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長崎県内のみ組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主目的であること又はその業務の主要部分である使用者団体であること。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長崎県内のみ組織を有する労働組合であって、か

つ、長崎県労働委員会において労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることの決定を受けた労働組合であること。

2 推薦される者の資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 禁錮若しくは拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 労働組合法又は他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

3 使用者委員の推薦手続

委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

- (1) 別記様式による候補者推薦書
- (2) 推薦する使用者団体の定款等の規約及び事業報告書
- (3) 被推薦者の履歴書1部（写真貼付のこと。）及び長崎県労働委員会の委員に就任することについての内諾書

4 労働者委員の推薦手続

委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。

- (1) 別記様式による候補者推薦書
- (2) 労働組合法施行令第21条第3項の規定による長崎県労働委員会の証明書（組合資格審査申請書は、長崎県労働委員会へ令和7年8月22日（金）17時までに提出すること。）
- (3) 被推薦者の履歴書1部（写真貼付のこと。）及び長崎県労働委員会の委員に就任することについての内諾書

5 推薦書類の提出期限

令和7年9月12日（金）17時

6 推薦書類の提出先

長崎県産業労働部雇用労働政策課

（〒850-8570 長崎市尾上町3番1号）

別記様式

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

事務所の所在地

団 体 名

代 表 者 名

印

長崎県労働委員会  $\left( \begin{array}{c} \text{使用者} \\ \text{労働者} \end{array} \right)$  委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、第43期長崎県労働委員会

$\left( \begin{array}{c} \text{使用者} \\ \text{労働者} \end{array} \right)$

を代表する委員

の候補者として、次の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所 属 団 体 及 び 役 職 名	所 属 職 場 及 び 地 位

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書と委員就任内諾書 各1通
- 2 定款等の規約及び直近の業務報告書（使用者委員候補者推薦の場合）
- 3 長崎県労働委員会の労働組合格証証明書（労働者委員候補者推薦の場合）

内 諾 書

長崎県労働委員会第四十三期委員に就任することを内諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

長崎県知事 大石 賢 吾 様

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

**1 届出事項**

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県対馬市峰町狩尾234番地1  
山崎 敏美  
長崎県対馬市峰町狩尾50番地  
扇 平
- (2) 加入区  
峰町西部加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
豊玉町漁業協同組合

**2 指定漁船調書の縦覧**

- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9  
豊玉町漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

**1 届出事項**

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県長崎市かき道1丁目10番地4号  
川口 薫  
長崎県長崎市かき道1丁目4番地10  
山下 正英
- (2) 加入区  
長崎市矢上加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
長崎市たちばな漁業協同組合

**2 指定漁船調書の縦覧**

- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
長崎県長崎市戸石町1519番地34  
長崎市たちばな漁業協同組合

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（地形図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西海町	令和7年8月18日から 令和8年3月31日まで

## 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、時津町長から公共測量（3級基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西彼杵郡時津町左底郷及び元村郷	令和7年7月25日から 令和8年3月30日まで

## 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年8月12日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南松浦郡新上五島町奈摩郷	令和7年7月25日

## 公安委員会告示

## 長崎県公安委員会告示第26号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定（以下「検定」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年8月12日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

## 1 検定を行う警備業務の種別ごとの試験の別、日時及び場所

## (1) 貴重品運搬警備業務1級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和7年11月20日（木）午前9時から 午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和7年12月18日（木）午前9時から 午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## (2) 施設警備業務1級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和7年11月20日（木）午前9時から 午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和7年12月19日（金）午前9時から 午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## 2 検定予定人員

各種別とも5人

## 3 受検資格

## (1) 貴重品運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 施設警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 4 検定試験内容

## (1) 貴重品運搬警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 施設警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (3) 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

## 5 検定申請の手続

## (1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和7年9月1日（月）から同月5日（金）まで	午前9時から午後4時まで。 ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

## (2) 提出書類

## ア 検定申請書 1通

## イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

## ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

## エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

## オ 貴重品運搬警備業務1級を受検しようとする場合は、アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 3(1)アの受検資格に該当する場合は、貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など） 各1通

(イ) 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面 1通

## カ 施設警備業務1級を受検しようとする場合は、アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 3(2)アの受検資格に該当する場合は、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(2)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など） 各1通

(イ) 3(2)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面 1通

## 6 検定手数料及び納付方法

## (1) 検定手数料

各種別とも1万6,000円

## (2) 納付方法

検定申請時に納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

## 7 合格発表

各検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

## 8 その他

## (1) 検定の共同実施

この検定は、公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

## (2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参すること。

## (3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線 3186）

### 長崎県公安委員会告示第27号

道路交通法（昭和35年法律第105条）第108条の10の規定により特定講習の全部又は一部の廃止の許可をしたので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7年8月12日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

#### 1 全部の廃止に係るもの

- (1) 指定講習機関の名称及び住所並びにその代表者の氏名  
株式会社かんこう自動車学校  
諫早市栗面町280番地  
烏山 豊福
- (2) 廃止しようとする特定講習の種別  
初心運転者講習
- (3) 廃止しようとする年月日  
令和7年8月31日

#### 2 一部の廃止に係るもの

- (1) 指定講習機関の名称及び住所並びにその代表者の氏名  
株式会社五島  
五島市浜町424番地3  
井口 國雄
- (2) 廃止しようとする特定講習の種別  
取消処分者講習
- (3) 廃止しようとする年月日  
令和7年8月31日

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
クイック  
プリン  
ト